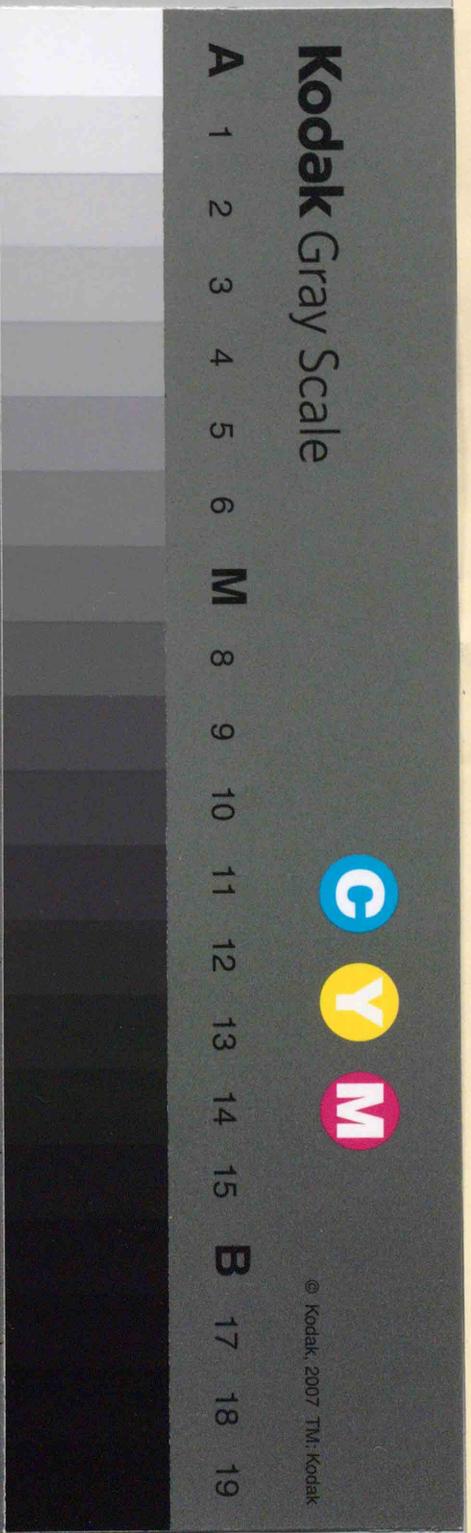
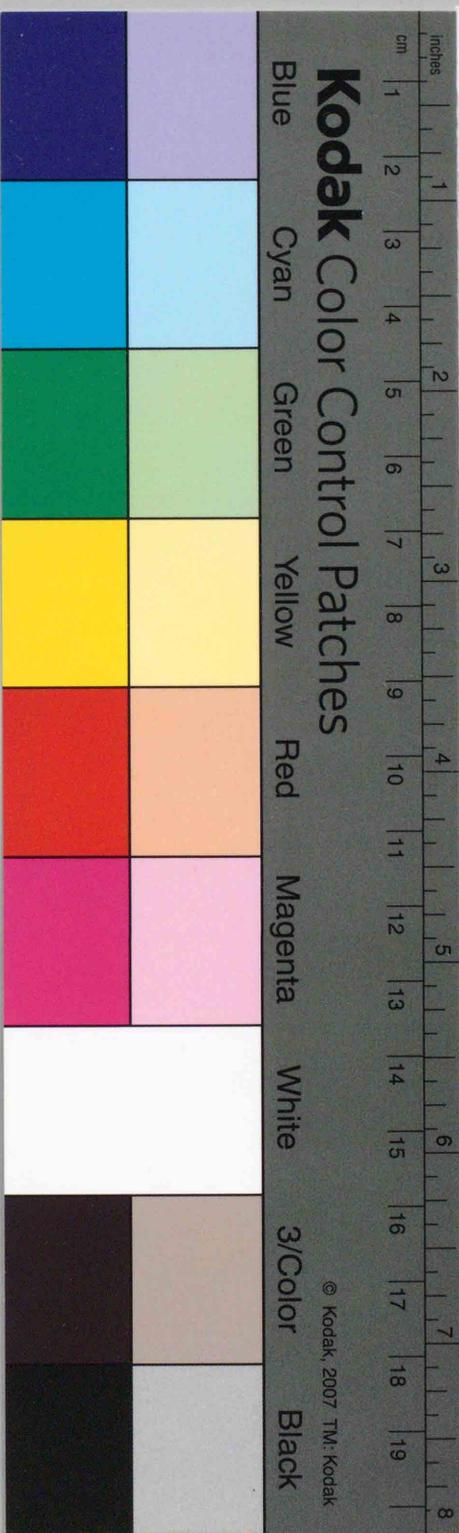


國民道德教科書 卷二

3759  
Ha7  
資料室



40599

教科書文庫

4
110
41-1918
2000 302538



資料室

3754

日六十二月二十年七正大

濟定檢省部文

文學博士芳賀矢一編述

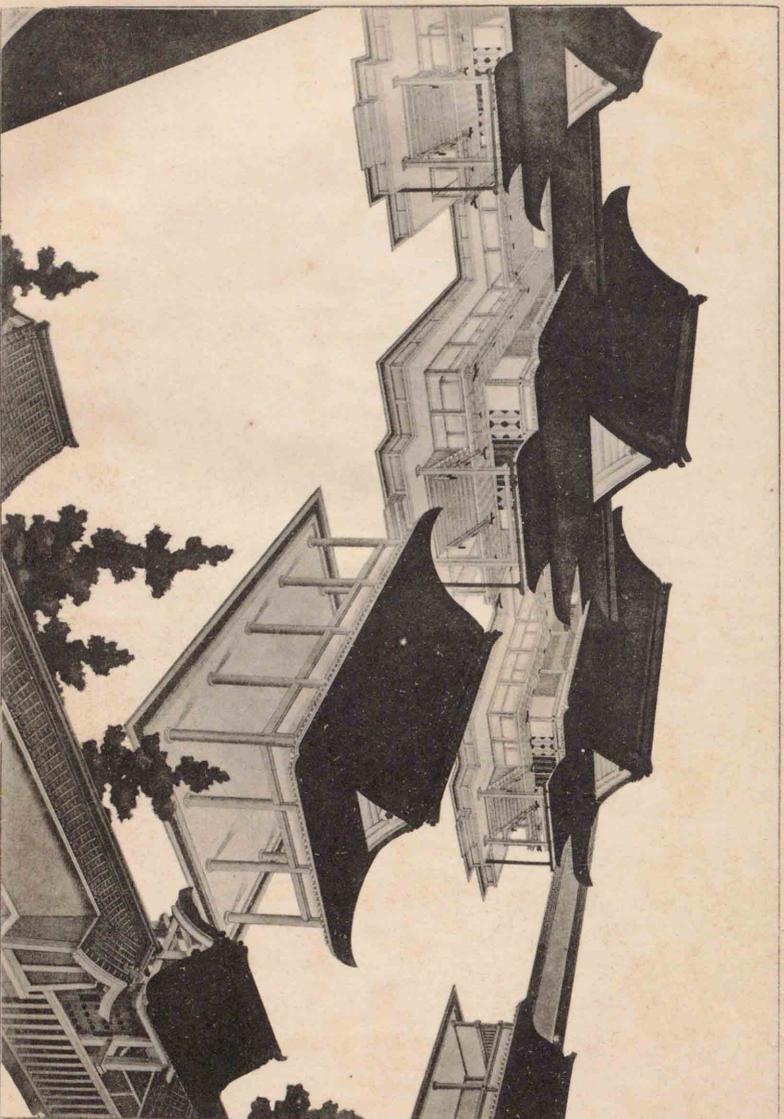


# 國民道德教科書

東京  
大學  
圖書

東京

富山房藏版



殿靈皇

所賢

殿神

殿三中宮

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ  
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

## 御名御璽

### 詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼  
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ  
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ  
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ  
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日  
尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實  
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ  
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ  
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪  
 ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今  
 ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ  
 維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ  
 庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

國民道德教科書 卷二

第二學年 家と國

目次

- 一 家……………一
- 二 産土神と氏神……………九
- 三 火水盜に備ふること……………西村茂樹……………二六
- 四 オホヤケとミヤツユ……………三
- 五 現つ御神……………二七
- 六 マツリゴト……………三三

七 祭祀の意義……………三

八 忠孝一致……………四

九 大小の諸臣……………久米幹文…五

一〇 武家時代と尊皇心……………五

一一 武士道……………六

一二 責任……………七

一三 奉公……………大道寺友山…七

一四 明治維新……………八

一五 大統繼承の勅語……………八

一六 兵役の務……………九

一七 軍人に賜ハリタル勅諭……………九

一八 納税の力……………一〇

一九 教育に關する勅語と戊申詔書……………一五

二〇 國歌と國旗……………一三

國民道德教科書卷二目次終



國民道德教科書 卷二

第二學年 家と國

一家

祖先

我が國の家は祖先と一しよに住んでゐる家である。神棚や佛壇には祖先の靈が祭つてある。日々の禮拜はもとより、祖先の忌日には必ず之を祭る。親から子、子から孫と、嫡子たるものが家を繼ぐと同時に、其の祭事をも繼いで行くのである。家の主

家長

人は家長である。家長は家族を代表し、家族を率ゐて、祖先を祭り、又他の家と交際するのである。家族は家長の命令を遵奉しなければならぬ。一家の主婦は家長の妻で、他の家から嫁入して来て、家長を助けて、其の家を處理して行く。さうして其の家の相續者をはじめ、子女を養育して行くのである。男子と女子の同棲によつて、夫婦同權の家庭が一代毎に生ずるのでは無い。我が國の家は祖先から引續いての家である。

頼義の子が義家、義家の子が義親、義親の子が爲

家の名

義、爲義の子が義朝、義朝の子が頼朝といふやうに、父祖の偏諱を附けるのも、祖先からの家の存在を、永久に繼續して行くのである。商家の主人などは、昔は代々同じ名を繼いで、一代目から二代目、三代目といつまでたつても同じ名で續いて行つたのである。父子の代こそ代れ、家はいつも同じ家であるから、家長の名までが同じでよいのである。

それ故家の名は大切である。もし其の家に不埒なものがあつて、世人に爪弾せられるやうな事があれば、其の家の名折である。其の家名を汚すもの

オヤ

である。國語では、親も先祖も同じくオヤと訓じて、遠祖をばトホツオヤといふが、家名を汚すことは、つまりオヤ、トホツオヤの名までも汚すことになる。何人も父があり、母があつて、家の人で無い人は無い。家の人たる以上は、家の名を重んじて、決して之を汚してはならぬ。其の家の名を揚げ、其の家の名譽を高からしめるのが、オヤに對し、トホツオヤに對しての孝行である。まして家をつぶすやうなことがあつては、不孝此の上無い事である。故に苟くも家名に關する大事であれば、むしろ自己を犠

牲にしても厭はないといふのが、古來の風習である。家は自己よりも大きく、自己よりも大切である。自己の名を棄て、も、家の名を全うしなければならぬといふ觀念である。

それ故昔は、家長たるものは、其の家族に向つて絶対的權利をもつて居つた。其の家族中に家の名を汚すやうなものがあれば、直ちに勘當することが出来た。廢嫡することも出来た。他家から嫁入した女は、もとより其の夫の家の習慣を守らねばならぬ。それ故家風に合はぬといふことが、離婚即ち

家風

養子

其の家から出される理由ともなつた。家を継ぐべき嫡子は家の跡取として、他の子女よりも尊まれた。兄をコノカミといふのは、子の上の義である。次男以下は別家をするか、他家へ養子に行つて他家を相續するか、どちらかであつたのである。今でも子の無い家では、血縁のつゝいたものを迎へて養子とし、又女子のみある家では、他の家から男子を迎へて、祖先の家を継がせるのである。

民法

今日の民法は時世の變遷に鑑み、過去の弊害のある所をも認め、法理上の理由から制定せられた

家族本位

もので、個人としての権利も大いに認められてあるが、家を本位とする國俗も十分に保存せられて居る。廢嫡、離婚等を直ちに家長の權能として委ねては無いが、裁判所の判決を待つて出来るやうになつて居る。嫡子は家長の死亡とともに、其の家を相續して、家長となり、其の遺産を受け、祖先の墳墓を守ることになるのである。それで親の債務は當然嫡子の負ふべきものである。父母を扶養するの義務は子として必ず負はなければならぬ。個人本位では無くして、どこまでも家族本位である。

忌服

忌服の制のあることも家族本位の特色である。これは民法に規定してあるのでは無いが、古來の習慣によつて行はれてゐる。我等はその習慣に従はなければならぬ。

五本の指の一番大きいのを親指といひ、扇子の骨の一番太いのを親骨といふ。小船に對して大船を親船といつたのも古い語である。これ等は物の名に宛てたのに過ぎないが、團衆の中で頭株のものを親方、親分といひ、その下のもの同志を兄弟分といふが如きは、家族本位が社會上の組織に影響

した一例である。

二 産土神と氏神

家が集つて村をなし、郷をなす。そこには村社、郷社がある。ちやうど一家の中に神棚があると同じである。その神社を中心として、家々の祖先が和樂し、團結したやうに、代々の子孫が和樂團結して行く。或は小高い岡の上に、或はよく耕された田圃の間に、こんもりとした松杉などの木立に包まれたお宮がそれである。茂つた森の端に、鳥居が見え、石

村社郷社

日本獨得の風景

燈籠の見える景色は、外國には決して見られない。我が國特殊の景色で、これが我が國特殊の歴史と國體を語つてゐるものである。かういふ神社が産土の社である。子が生れて三十二日又は三十三日目にお宮參をするのは、この産土神へ參るのである。この郷土の一家に、新しい小國民が生れたことをお知らせするのである。産土神は郷土の守護神である。豊かな秋の實のりの後では、この守護神の境内や其の附近に、宮相撲の行はれることもあり、村芝居の催されることもあ

祭禮

つて、娛樂の中心地ともなる。神代のむかし、天の岩戸の前で、神々達が神樂を催されたやうに、村人はこゝに集つて、お祭をするのである。大人も子供も一しよになつて楽しむのである。都會の大きな神社の祭には、昔は大抵御輿をかつき廻つたり、花山車を曳出して、大層な賑であつたが、今は電線が縦横にかゝつて居つたり、電車が東西に走つたりすることもある。一つの原因で、さういふ事はやめになつたが、町内の一家に金屏風を立てまはして、昔の花山車の人形を飾り、軒毎に提灯

氏神

をつるし、町内の子供が樽御輿を擔いで遊ぶなどといふことは、今の東京などにも遺つて居る。神社の境内、神樂殿では里神樂を奏することも多い。此の日、家々では赤飯をたいたりして祝ふのである。産土神と氏神は別である。氏神は同じ氏の人々の尊崇した神である。これは家がだん／＼大きくなつて、分家の分家、又その分家が出来るやうになつて、一族が多くなつて來たので、祖先を同じうするものが共同に祭つた神である。家の中の神棚を更に大きくしたやうなものである。一例をいへば、

八幡太郎

藤原氏の氏神は大和國の春日神社で、遠つ祖の天兒屋根命を祭つて居るのである。源氏の氏神は八幡神社であるが、これは頼義、義家が尊崇し、義家は八幡神社の社前で元服をして八幡太郎義家と名のつた程であつたから、源氏では代々氏神とすることとなつたのである。いふまでも無く、家を重んじ、祖先を尊ぶ風から起つたのである。今日では各市町村の住民は、本籍の人はもとより、寄留民でも、其の居住所の神社を産土神として尊崇し、さうしてその氏子となるので、産土神は氏神と同じやう

になつた。

郷土の神、氏の神、いづれも祖先に關係縁故があつて、子孫から見ればなつかしい親みがある。郷土の人々は之を中心として團結する。郷土の平和をみだすものがあり、氏の名を汚すものがあれば、自ら其の郷土から逐はれ、その氏から斥けられたのは、ちやうど一家から勘當せられるのと同じであつた。

郷土を離れ、遠方に出たものの常に忘れることの出来ないのは産土の社である。海外に出征した兵士の夢に入つたのも、なつかしい産土神の森であつたらう。ひとり山田を守つた父老たちも、日夕この産土神に祈つて、あつげれ國家の爲に盡せと願つたのである。戦死者の爲に記念碑の建てられた場所も、産土神の境内が多かつた。戦役記念品の置かれたのもこゝであつた。明治天皇の御大患と聞いて、東京市民は二重橋の外にひれふして、御快愈を祈念したが、地方の人々は皆産土神の境内に集つて祈願した。今上陛下の御大禮を遙拜したのもこゝである。

三 水火盜に備ふること 西村茂樹

水難には海水の難あり、川水の難あり。海水の難は津浪又は大風雨の時に在るものにして、非常の災難は人力を以て之を避くべからずと雖も、海濱に居住する者は、豫め津浪の時の立退場を定め置き、又は家を造るに潮水の衝に當らざる所を選ぶとか、風雨の強く當らざる所を選ぶとかの工夫なかるべからず。又平日海浪の強き所は石堤を築くとか、其の他の防禦法をも施し置かざるべからず。

河水の難ある所は堤防の用意最も大切にして、此等は政府の民政中の要件にして、夫々修築のこともあるべきなれども、民間にてもよく之に注意し、平日堤防を損壊せざらん様にし、堤防の害になる物は之を除き、少しの破損あるも大事に至らざる前に之を修理する等の法もあるべし。又家を作るに善く其の地勢を察し、決して危険の地に家作せざる様にすべし。又水利のことは自身直接の利害を受くるものなれば、水邊に住む者は平生よく其の理を考究し、成るだけ害に罹らざる様工夫すべ

し。但し此等のことは、何れも單身にては功を奏し難きものなれば、同志集合し、各誠實を以て互に其の力を助くべし。又火災のことは水害よりも最も不意に起るものなれば、殊に平日其の防禦の方法を講究し、事に臨んで狼狽せざること肝要なり。其の法は、第一に銘々自己に火の用心すること。これは、田舎は人の用心極めて疎漏にして、藁、茅等を積みおける傍にて火を焚き、藁火の未だ消えざるを納屋に入るゝ等は屢見聞する所なり。第二は防火の具を備ふること。これは、火の起りたる時、何程多

人數集合したりとも、防火の具無きときは消防の功を奏すること能はず。防火の具は其の種類甚だ多ければ、能く實地に考究して、無用の贅物を作らざるやうに心掛くべし。第三は町村内申し合せ、一家火起らば隣保急に來り救ふの法を立て置くべし。これは何れの家より發火せんもはかり難く、隣家の災難は我が家の災難なれば、近隣の人は務めてこれを救護せざるべからず。第四は風烈しき時は特別の巡視法なかるべからず。風烈しきとき火起る時は、其の災の及ぶ所はかり難し。故に冬、夏を

論ぜず、風烈しき時は當番を立て、巡視し、以て非常を警むべし。此の他なほ政事上にて防火の法もあるべき事なれば、其の及ばざる所を助け、以て自己の安全を謀るべし。また盜賊の防禦は政府の管する所なれども、各自銘々にも其の用心無かるべからず。先づ第一に家々の戸締を嚴重にするは勿論のことにて、其の他隣保相談して、相互に援助するの法を設けざるべからず。市街の如き人家稠密の所は、家と家との間に電信を通ずるか、銅線を貫きて物響を發せしむるか、種々の方法あるべし。人

家の離隔したる所にては、此の法を行ひ難きを以て、家々に鳴響の器物を用意し置き、盜賊入りたらばこれを鳴らして互に相報ずべし。近隣にて其の報を得ば、直ちに出て、これを救ふか、又は巡查の交番所に馳せて之を報ずべし。

つるべ繩をこねしまゝ、近日仕替ふべしと思はば、今日仕替ふべし。火災何時を知らず。つるべ繩切れたるより、水出す事能はず、小火遂に大火となる。

（鎮火用心草）

四 オホヤケとミヤツコ

國家といふ語はもと漢語で、國を家に譬へて言つたのである。併し我が國では譬喩では無い。我が國は全く一つの家で、其の總本家即ち大宗家は皇室でいらせられる。我等日本民族の宗家が天照大神の御裔である皇室であつて、我等の家は皆その分家である。それ故、皇室をばオホヤケといふ。オホヤケは大家で、大きな家の義である。オホヤケに對しては、我等の家は皆コヤケ(小家)である。公をオホ

オホヤケ

皇別、神別、  
蕃別

ミヤツコ

ヤケと訓ずるのも、公は私に對して、もと皇室のことと言つたからである。歴史から見ると、日本の姓氏には皇別、神別、蕃別といつて、三通りあるので、蕃別といふのは、もと外國から渡つて來た氏族である。それ故、今日の日本國民の中には、純粹な日本民族で無いのも交つてゐたのである。併しそれ等も皆多數の日本民族に化せられて、全く一つになつて、皇室を大家と仰ぎ奉つて、臣民は皆ミヤツコと稱したのである。ミヤツコは御家つ子の義で、御家の子といふことである。後世の武士の家で家の子

といつたのは、宗家のわかれの分家分家の者を言つたのであるが、それと同じやうに、日本臣民はすべて、皇室即ち大家の「家の子」であるのである。こゝに日本の特殊な國體がある。

外國の帝王

外國の帝王は人民の中から起つたのである。多くは武力を以て王冠を贏ち得たのであるが、中には徳望によつて、其の位に推されたものもある。いづれにしても、人民の中から出たので、もとは人民と同格な人である。日本ではさうで無い。神代の昔、天照大神の神勅のまに／＼、皇孫がこの國の主と

お下りになつて、それで日本の國が出来たのである。皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニと仰せられた通り、我が皇室の御祖先が、この日本の國をお建てになつたのである。それ故皇室は上に在り、人民は下にあつて、上下の別、君臣の分が最初から定まつて居る。さうして皇室即ち大家が、すべての人民即ち小家をお統べになり、お率ゐになつて、その國をしるしめされるのである。大家は即ち國家、小家は即ち臣民の家、臣民は皆御家の子で、こゝに渾然たる日本の國家があるのである。

忠君即愛國

大家の主のいます御位を天つ日嗣の御位といひ、代々この位を承け給ふ大君をすめらぎ、又はすめらみことと申し、今の語では天皇と申す。次の代に此の御位に上り給ふべくお定まりになつてゐる君を、日嗣の皇子、又は儲の君と申す、即ち皇太子である。

外國では王室と國家が別々である。我が國では皇室即ち國家である。君これ國といふ國體である。それ故忠君が即ち愛國で、愛國が即ち忠君である。

五 現つ御神

神代から引續いて天つ日嗣の御位におはす天皇は、臣民から見れば神である。外國の人民が其の君主を仰ぐのとは一段の相違がある。今でも宮中では天皇陛下をおかみと申し上げるさうであるが、國民一般昔から天皇を神として敬ひ奉つた。歌聖人麿は、山川もよりにて仕ふる神の御代」と歌ひ、

大君は神にしませば天雲の

いかづちの上にいほりせるかも

などとも歌つた。本居大平大人の歌に、

現つ御神

萬世に現つ御神と生れまして  
くにしろしめす皇大君

現つ御神といふのは、現世に生きていらせられる神といふ意味である。同じ意味で又現人神とも稱へ奉る。天皇の御事業を神業とうやまひ、天皇のおかくれになることを神去るといふ。君即ち神であるのは、日本國の外には何處にも無い。

太古から今日まで、日本國民が天皇を神と仰ぎ奉るのは、單に國家創建の由來からばかりでは無い。歴代の天皇が常に現つ御神の御心を以て、臣民

に臨ませられたからである。大家の君として御家つ子をめぐませ給ふこと、父の子をめぐむが如き御いづくしみがあると同時に、常に神々しい高い御徳を以て、下民をめぐませられた御仁愛、御仁慈が、深く臣民の心に浸みこんで居るからである。徳ヲ樹ツルコト深厚。であらせられたからである。日本の歴史には攝政關白なり、將軍なりが、天皇の大權を竊んだ時代もあつたが、國民一般が天皇に對して歎いたり、お恨み申したりした事は決して無い。天日を仰ぐが如く、常に其の御聖徳を稱へて、實

明治天皇

際に生きた神様として尊んでゐたのである。  
 申すも恐多いことであるが、明治天皇は常に「朕は神である」といふ信念をおもちになつていらせられたさうである。御一代の偉大な御事業を考へて見ると、みなこの御信念があらはれたかと拜察せられる。明治天皇の御遺物を拜す」といふ文を讀んで、涙を落さないものは日本人ではあるまい。其の御儉素は實に畏い極みである。出征軍人が寒氣にさらされる艱苦を思し召して、お居間のストーブを焚くなとの仰。戦争が濟んでからも其の例を

廢せられず、年々の酷寒を忍ばせられた御事、醍醐天皇が寒夜に御衣を脱せられた御仁慈にもまして、何といふ恐多い事であつたらう。それを何の故とも侍臣にさへ語らせられなかつた大御心、どうしても神様の御心である。長い御治世の間、かつて一度も避暑避寒の仰出さへ無かつたのを思へば、我等國民は實に恐懼の外は無。多端な政務をみそなはし給ふ外は、何の御遊樂も遊ばされず、唯三十一文字の御歌に、御心を遣らせられたばかりである。その御歌にも、常に國を憂へ、民をあはれませ

忠君即敬神

給ふ大御心があふれて居る。天皇は實に神であら  
 せられたのである。君これ神。といふのは我が國ば  
 かりである。こゝに於て忠君は即ち敬神、敬神は即  
 ち忠君に外ならぬのである。一  
 六 マツリゴト

も大家に於て祖宗の神を祭らせられることは、我  
 我小家に於て祖先を祭ると同じである。伊勢の皇  
 大神宮は歴代の御崇敬が最もあつく、昔は御代毎  
 に皇女御一方が齋宮として奉仕せられたのであ

御手代

つた。後醍醐天皇の御代からこの事は絶えたが、今  
 では皇族ひと方が天皇の御手代として祭主とし  
 て奉仕せられる。今の神宮の祭主は久邇宮多嘉王  
 殿下である。

凡そ國家に大事件があれば必ず神宮に奏せら  
 れ、天皇は必ず親ら御参拜あらせられる。明治天皇  
 は御治世中、四回までも参拜あらせられたが、日露  
 戦役の後の行幸は、一層御鄭重の儀であつたと承  
 つてゐる。毎年一月四日の政事始には、内務大臣が  
 御前に進んで神宮が御無事であることをまづ奏

するものが恒例になつて居る。皇祖は大宗家、即ち大家の御祖先であるから、我等御家つ子の崇敬すべき大祖先である。それ故古來の國民も神宮に對し奉つては、常に崇敬を盡し來つた。西行法師が、

何事のおはしますかは知らねども  
 かたじけなさに涙こぼるゝ  
 と歌つたのも、芭蕉が、

何の木の花とも知らず匂かな  
 と言つたのも、こゝに詣でて、一種言ふに言はれぬ

國民の心

靈感に打たれたのである。一生に一度は伊勢參をしなければならぬと、やがて家長となるべき昔の男子はみな心がけてゐたのである。この心は今も全國民に行渡つてゐる。家の神、郷土の神を尊敬する心を以て、大家の神、國家の神を尊敬するのである。

上古は祭政一致といつて、祭祀は即ち政治であつた。政をマツリゴトといふのはこれが爲である。しばらく昔の祭祀の有様を想像せよ。スメラミコトが山の物、海の物さまざまの物を供へて、祖先の

マツリゴト

神をお祭りになる。その儀式はおごそかで、その儀  
 禮はうや／＼しい。音楽が奏せられる。祝詞が奏せ  
 られる。御家つ子は尊卑老幼の順序を以て、其の祭  
 祀の庭にうづくまる。参集した一同は「明き淨き心  
 て、皇祖の御靈に對し、現つ御神の御親祭に侍るの  
 である。その儀式のおごそかで、儀禮のうや／＼しいの  
 が即ち我が國の禮法の根源である。上下の別、老幼  
 の序は明らかにこゝに實現せられる。人々は皆「明  
 き淨き心」を以て神にちかつて、こゝに後世の語で

惟神の道

いふ忠も、孝も、友も、信も皆會得せられるのである。  
 かくして相睦び、相敬して、平和に幸福の生活を營  
 む。これが即ち惟神(カムナガラ)の道で、我が國の不  
 言實行の道德であり、さうしてそれが又政治であ  
 った。

後世になつては政治の事務が多端になつて、祭  
 事と政治とは別になつた。併し其の精神は今日ま  
 で傳はつて居る。精神ばかりでは無い、天皇は今尙  
 祭事を國家の祭祀としてお務めになるのである。  
 國民も亦大家の祭事を國家の祭祀として、あがめ

國家の祭祀

奉るのである。前に言つた一月四日の政事始も祭  
 政一致の旨をあらはして居るが、各大祭日の宮中  
 の御祭祀は、即ち國家の祭典である。各大祭には大  
 抵天皇が御親祭になるが、御病氣其の他小祭の折  
 には掌典長が代つて奉祀することもある。一般の  
 官廳、學校等は休日であるが、宮中は最もお忙しい  
 日で、皇族を始め高官の人は上古の世と同じく、其  
 の祭祀の庭に參列するのである。大祭日を休暇日  
 と思つて安逸に暮してはならぬ。國家祭祀の意義  
 ある日であることを忘れてはならぬ。

七 祭祀の意義

農を本とした日本國及び國民の爲には、年の豊  
 凶が重大な事件である。それ故新嘗祭は最も重い  
 お祭である。又伊勢神宮の爲には別に神嘗祭も行  
 はせられるのである。豊年の秋の村祭も、其の感謝  
 の意味に於ては、新嘗祭の小さい私祭といつても  
 よろしい。天皇は年々國民一般に代つてこの大祭  
 を行はせ給ふので、要は親しく祖宗の神靈に向つ  
 て、國家の繁榮と臣民の幸福を祈らせ給ふのであ

新嘗祭

神嘗祭

大嘗祭

大嘗祭

る。この新嘗祭の一世一代御即位の禮とともに行はれるのが大嘗祭である。新嘗祭は十一月末の薄寒い頃、宮中賢所に於て夜をこめての御祭典である。御親祭の折は天皇の外一人も御殿の中に入るものは無い。掌典の奉るくさぶくの捧物を御身親ら捧げ給ひ、親しく神靈に告げ給ふのである。明治天皇の御親祭を拜し奉つた人の話に、御親祭終つて御殿を出てさせ給ふ時は、玉顔に御汗の流れるのを拜し奉つたといふ。森嚴な此の御祭祀、天皇は唯國家の爲、國民の爲と

明治天皇の御親祭

お務めになるのである。

天照大御神が親ら新嘗祭を遊ばしたことが古典に載つてゐるのを見て、此の祭典は開闢以來の儀典であつて、皇祖以來行はせられたことが分る。歴代の天皇は即ち神代のまゝの祭祀を其のまゝに相繼いで行はせられるのである。祖先の道を違へず履ませられるのである。皇族をはじめ高位高官のものは其の庭に侍ること、今も昔の通りである。古風の樂のしらべ、夜のお祭に焚く篝火など、いづれも神代の昔を思はしめる。今日の祭典は即

ち祭政一致時代の祭典そのまゝである。國家行政の一部分といふ精神を以て行はせ給ふのである。國民一般の爲の儀典であつて、狭い宗教的のものでは無い。宮中に於て祖宗をお祭りになつて、大孝を申べさせ給ふのは、大家として我等に範を示させ給ふのである。小家たる臣民の家々に於ても亦伊勢の大麻を頂戴して、國家の神を祭り、且又我等の祖先の神を祭るのである。大家、小家ともに、祖先から下つて悠久に子孫につゞく家であるからである。

「ちゝはゝは我が家の神」と本居大人の歌はれた通り、父母をも神として仰ぐのが日本人の家庭である。ましてオヤのオヤ、トホツオヤを尊崇するのは當然である。生きていますオヤと已に世を去られたオヤは、等しく之を尊崇するのである。現つ御神を尊崇すると同時に、祖宗の神をも尊崇するのである。

宗教を誤解して居る信者の中には、自己の信ずる神の外は禮拜する必要は無いなどとおもつて居るものがある。これ等は已に自己のオヤを忘れ

て居るものである。生きて居るオヤは尊敬するが、死んだオヤには敬禮せぬ。現つ御神は尊重するが、祖宗の神は尊重せぬといふのは、理窟に合はぬことである。

日本國民たるものは自己の信ずる宗教の何たるにか、はらず、よく祭祀の意義を解して、至尊の身を以て、國民の爲に祖先崇敬の模範を示し給ひ、又國利民福を祈らせ給ふ大御業に感謝しなければならぬ。

### 八 忠孝一致

今日の日本國家はそのかみ創建時代の國家そのまゝである。歴代相承けて其のまゝの道を行はせられて居るのである。明治天皇の御歌にも、

神つ代の御代のおきてを違へじと

おもふぞおのが願なりける

と仰せられた。我等臣民も亦祖先以來の家を受繼いで來て居る。歴代の天皇は常に祖宗の御心を御心として、神代のおきてを違へずその臣民にのぞませられ、我等臣民は我等祖先の心を我等の心と

して、代々相繼いで皇室に對し奉つてゐる。歴代の天皇は何事を遊ばされるにも、祖宗の遺訓に則つて遊ばされるのである。我等臣民が「明き淨き心の至誠を以て君に仕へるのは、即ち我等祖先の遺風を顯彰する所以である。」

「義ハ君臣ニシテ情ハ父子。」と大正四年即位式の勅語には仰せられた。古く雄略天皇の詔にも「義は君臣にして情は父子を兼ね」と宣はせられた。國としては君臣であるが、國これ家である我が國體から言へば、大家小家の關係からして、大君は即ち我

君これ父

等の御父とも申すべく、我等はみなその御子にもひとしいのである。それゆゑ、歴代の天皇は皆其の臣民を子として慈まれた。これは即ち祖宗の御心を代々に御繼ぎ遊ばされたので、國これ家なる日本國に於ては、君これ父なる情誼が存在して居るのである。この情誼はもとくゝ同じ人民の中から成上つた外國の王室などには、決して無いことである。君これ神なる日本國に於てのみ見られ得ることである。

上も下も、すべて祖先の心を心として、上は下を

あはれみ、下は上を敬ふのである。我等が至誠を以て上に事へることは、即ち祖先の最も喜ぶ所であるから、オヤもトホツオヤも皆満足する所である。オヤへの孝行は此の上も無い。之に反して、我等がもし上に對して不忠不義の心をもつたなら、これは已に我等の祖先に對しての不孝である。何となれば、それは我等の祖先の心に背いてゐるからである。我等の祖先は唯一すぢの眞心を以て大君に盡し、大君の仰とあれば、水火の中をも辭せずと歌つた。又大君の爲ならば、陸上では草むす屍をさらし、

海上では水につかる屍とならうと歌つた。如何なる場合にも背中矢は負ふまいと決心してゐた。これは一旦緩急ある場合をいつたのであるが、平時に於てもこの心がけて、誠心誠意君に盡したのである。孔子とか孟子とかいふ人が教を立て、その教によつて、かういふ道義心を養つたのでは無い。前にいつた惟神の道によつて、この道義心を受繼いで來たのである。

代々の臣民は、この祖先の心をいつまでも失はなかつた。祖先を尊び、祖先の教を忘れない我が國

民は、かたく之を守つて、祖先の名を汚すまい、家の名を墮すまいと考へた。これがオヤに孝であるといふことを、また孝といふ語の渡つて來ない前から、明き淨き心の中に思つて居た。

子が召に應じて君國の事に出立てば、親はひたすら其の子が君の爲、國の爲にあつばれの功を立てよと祈る。父は

老いたる父の望は一つ、義勇の務御國に盡し、孝子の譽我が家にあげよ。

と言ひ、母は

父母の心

老いたる母の願は一つ、軍に行かばからだをいとへ。彈丸たまごに死すとも、病まに死すな。

と願ふ。君國の爲に身を棄てれば、私心の歎き悲みを笑顔に示して、あつばれの男子よと其の死を喜び誇る。この心は儒教の力で植付けられたのでは無い。忠孝といふ語の無い時からの道德である。小さい家よりも大きな家、即ち國が大切であるからである。

君國の爲に盡すは、父母のともに喜ぶ所、子の情に於ては父母の心を安んぜしめたい。父母の後援

を負うて、何の顧る所も無く、後髪を引かれること  
も無く、君國の爲に出立つ。これが召に應じた壯者  
の心持である。

君に忠なのが親への孝、親に孝なのが君への忠、  
忠を盡せば同時に孝を盡すこととなり、孝を行へ  
ば即ち同時に忠を行ふこととなる。忠孝は二つで  
無くて、全く一つである。其の父が無道であつた爲  
に、重盛は、

忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲  
すれば忠ならず。

と歎いたが、かういふ場合は甚だ少い。國民おしな  
べての親の心は、君に忠なれとのみ子に願ふので  
ある。重盛の場合でも、父の清盛はさておいて、清盛  
の父祖、平氏のトホツオヤは、皆君に忠を願つたの  
である。

〔九〕 大小の諸臣

久米幹文

大小の諸臣は皇孫降臨に仕へまつりし群神の  
後裔、或は神武天皇創業以來功臣の子孫、或は歴代  
帝王の遺胤、或は外國歸化の民にして、新撰姓氏錄

に載せたるも、二京五畿内の國人すら猶一千一百餘氏ありて、其の本皆明白ならざるは無し。故に祖先の志を継ぎ、各其の職をうけたまはりて王化をたすけし者、世々其の人に乏しからず。道臣命、宇摩斯真手命は神武天皇創業の元勳にして、功成り、名遂げて、其の裔なる大伴氏、物部氏は永く朝家の柱石となり、大彥命、吉備津彥命等は崇神天皇の宿將にして、四方の不庭を平げて、其の裔なる安部氏、高橋氏、吉備氏等永く廷臣に列り、武内宿禰は神功皇后を輔けて三韓を平げ、五朝に仕へ奉りて、齡三百

餘歳に及び、其の裔なる蘇我氏、石川氏世々輔佐の臣となり、大伴室屋は大連の重任に在りて、七朝に仕へ奉り、物部麤鹿火は外亂を鎮め、内賊を平げて、五朝に仕へ奉り、阿部比羅夫、坂上田村麻呂は夷狄を遠く攘ひて、不世の大功を建て、邦家鎮護の臣となり、孰れも寵榮に飽きて、其の終を全くするのみに非ず、其の子孫連綿王事に勤勞して、永く皇恩にうるほはざるは無し。さて何故にかく君臣相信ずるの深きぞといふに、列聖の聰明にましまして、任として疑ひ給はざるは勿論にて、諸臣の忠孝天性に

根ざして、常に祖訓を奉ずるが故なり。さて其の祖訓を奉ずる趣は如何といふに、古制、諸臣に命せて、纂記を奉らしめ、事ある時は朝廷に出でて其の記を讀ましむる事あり。即ち其の文に、祖宗の子孫を訓誨せる言、或は其の功勳の事蹟を録して、其の子孫をして祖志を忘れざらしむる爲にせり。されば大伴家持が同族を諭せる歌に、大伴氏の遠祖天忍日命は、神代より忠臣の首領にて、海行かば水漬く屍、山行かば草生す屍、大王の側にこそ死なめ、閑には死なじと揚言して、丈夫の清き其の名を、今日まで流來る祖の子孫なる大伴、佐伯の二氏は、祖訓に隨ひて、祖名を汚さず、天皇に順ふものと言繼ぎ、語繼ぐなれば、今も弓箭を持ち、太刀を佩き、御門の守護に出立ちて惰ること勿れ、大伴氏の名に負へる大夫の輩よ。大意と、戒めたるを以て、其の他諸臣をもおもひやるべし。かく天性の忠孝を以て祖の訓を奉ずる故に、王家を念ふこと我が家を念ふが如く、君を戀ふこと父を戀ふに異ならず。知りて言はざること無く、言ひて爲さる事無く、官高くして益、恭謙に、任重くして權を恣にせず、義を取りて危

を辭せず、節を守りて死を顧ざるなど、皆忠孝の至誠より出でざるは無し。

一〇 武家時代と尊皇心

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に、  
古ハ天皇躬ツカラ軍隊ヲ率ヰ給フ御制ニテ、時  
アリテハ皇后皇太子ノ代ラセ給フコトモアリ  
ツレト、大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フコトハナカ  
リキ。

と仰せられ、又

兵馬ノ權ハ一向ニ其武士トモノ棟梁タル者ニ  
歸シ、世ノ亂ト共ニ政治ノ大權モ亦其手ニ落ち、  
凡七百年ノ間武家ノ政治トハナリヌ。世ノ様ノ  
移リ換リテ斯ナレルハ、人力モテ挽回スヘキニ  
アラストハイヒナカラ、且ハ我國體ニ戻リ、且ハ  
我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ、淺間シキ次第ナリキ。  
と宣はせられた。賴朝が幕府を鎌倉に開いてから、  
徳川幕府の倒れるまで約七百年間、天下兵馬の權  
が、天皇の御手を離れて武將の手に在つたことは、  
勅諭に仰せられた通り、我が國體にも戻つて、實に

あさましい状態であつた。併しこれには藤原氏の攝政關白時代から、政治がだんく文弱に流れた結果として、武士といふ一階級が自ら成立つて來て、武士の棟梁たるものが、之を統御するといふ勢を養つて來たので、長い歴史の打たせた浪で、やむを得ないことであつた。

武士の階級が發達して來てから、武士の家は各其の家の子、郎黨を養つて、主と仰ぐ武將の下にはたらいだ。昔は天皇直隸の民であつたものが、今は主君と仰ぐ人の爲に、其の忠節を盡すことになつ

主従

た。大家（おほやけ）に盡すべき大きな忠義が、私の主家へ盡す小さな忠義となつた。君臣の關係が主従の關係にうつつて、主従の關係が恰も君臣の關係のやうになつた。昔は「大君の爲ならば火の中へも、水の中へも。」と歌つたものが、今度は自分を養ひ、自分に家祿を給する人の爲に、其の馬前に討死することを忠義と心得るやうになつた。

日本の國體から見れば、勿論間違つて居るが、併しこんな時代でも、國民全體の大家へ對する崇尊心は決して失はれたのでは無い。武門の發達と共

天朝

に、皇室は兵馬の大權を暫し武門の手に委ねられた形であつたので、武門の上に、更に天朝のまします事は、津々浦々の人も皆知つて居た。武將も亦朝廷の官爵を受け、其の榮譽をかざして、下民に臨んだのである。一般人民は、天朝は兵馬の事には御干與遊ばされぬ事と心得て、一段と高く天朝を仰いで居つたのである。武將が自己の都合上、皇室と人民の間を疎隔すれば疎隔する程、天朝を更に高く重いものとして、仰ぎ奉つたのである。一切の榮譽、尊貴の中心はやはり天朝であつたのである。

榮譽尊貴の中心

權臣我が儘

承久の役や、吉野朝の歴史等を見て、日本國民の忠義心を疑つてはならぬ。道長や清盛や、義時や、權臣が我儘をふるまつた事は歴代に多い。尊氏に至つては、別に天皇を擁立して、京都を占領した。これ等の人々の出たことは國史の上から見て残念な事であるが、變調な時勢上、やむを得ない事であつた。唯これ等姦臣の所行を見て、國民に尊皇心の亡びた時代と思ふのは間違である。一般國民の心の底には、大君を尊重する心はつゆ傷つけられてはゐなかつた。承久の役に佐渡へお遷されになつた

順徳天皇を、佐渡では尊んで神と申したと聞いて居る。かういふ一事例で見ても、武家隆盛の際でも、國民の心裡に大君を神と仰ぐ祖先の心が深く刻まれて居つたことが考へられる。姦臣は唯皇威を利用して私慾を圖つたので、尊氏の如き悪人でも、錦旗を押立てなければ何事をも成し得なかつたのである。

外國人で日本を觀察した人は、往々武家時代を以て勤王心が絶無になつた時代と考へてゐる。これは唯歴史の外面の事實を見ていふ謬見である。

武將の政治振をのみ見ていふ謬見である。國民の心の底に潜んで居つた尊皇心には氣が附かずに居るのである。遠い祖先の昔から、父から子、子から孫と傳はつて來た大家に對する尊崇心は、幕府建設といふ一政變によつて、輕々しく失はれるほど根柢の淺いものでは無い。武將の棟梁たる將軍實朝も、

實朝

山は裂け海はあせなん世なりとも  
きみにふた心われあらめやも

義時

と歌つた。承久の役の義時さへ、錦旗が翻つて車駕

御親征とあらば、弓を伏せて降参せよ。と、其の子泰時に教へたのである。

### 一一 武士道

武家時代には武士道といふものが發達して來た。武士は互に武勇剛毅を競ふのみならず、廉耻、謙讓、寛恕、正直等の徳を重んじ、主君と仰ぐものにはあくまで忠義を盡し、いざ鎌倉といふ場合には、其の主君の爲に生命を鴻毛に比するといふのである。さて之に反するものを卑怯未練とあざけり、も

### 武士道の根本義

し過つて之に反する時は、腹搔切つて責任を果すといふのである。かういふ壯烈な道德觀念が武家時代を通じて、武士を支配してゐたのである。武士道に於ては主君への忠が其の根本義である。これは昔の大君への忠義が其のまゝにうつつたのである。主従の關係が君臣の關係のやうになつたので、祖先以來守り來つた忠義の心を移して其の主君たる人に注ぐやうになつたのである。古來の道德が其の應用の途を異にしただけで、武家時代に於て新しく發達した道では無い。

外人は日清、日露の戦果を見て、日本兵の強いのは武士道のためであるといひ、中にはその研究を始める人もあつた。日本人の中にもしきりに武士道を鼓吹する人がある。武士道は慥かに日本國民の誇である。武士道之美點はもとより之を保存しなければならぬ。武家制度の廢れた今日と雖も、其の長所を採つて、現代の人に適應して行くのは必要である。しかし武士道そのものが全く武家時代の發達であると思つてはならぬ。古來の忠君の思想が形をかへたものであることを知らねばなら

武士道と現代

物部の道

ぬ。武士道は即ちもののふの道で、昔の物部の道である。形を變へた武士道の忠義も、熱烈の度は同じである。大家へ盡すと同様の熱誠を以て、自己の主君の爲に盡したのである。それ故一旦敗滅の際になれば、一族郎黨悉く之に殉ずる。君父の讐は俱に天を戴かずといふ考も必然の事となつて、種々壯烈な史話が殘されてある。これらは皆日本武士道の特色であつて、絶えず國民の心を感化し、奮起せしめつゝあるものである。

不俱戴天

主従の關係が君臣の關係に則とられたことは、武士階級ばかりでは無い。商家の奉公といふ語にも、その事が認められるでは無いか。奉公の本義は義勇奉公の奉公で、オホヤケに奉ずることである。しかるに、後には單純な勤務にも應用せられて、年季奉公といひ、奉公人ともいふやうになつた。その關係たるや、今日の使用人、被使用人といふのとは自ら異なり、恰も君臣の如き關係を以て、主は従をあはれみ、従は主に事へたのである。主人の金を失つた申譯に、身を投げて死ぬといふやうな奉公心

は全くこれから出るのである。通常の主従關係からは、決してこの忠義心は出て來ないのである。

一二 責任

武士が事を過つて腹搔切つて果てるのも、奉公人が主人への申譯に死んで詫をするのも、その精神に於ては同一である。自己の責任を重んずる觀念が強いからである。この強い責任觀念があればこそ、平素の勤務に於ても、忠實を以て終始するのである。自己の最善を盡して業務に従事するので

ある。さうして尙力の及ばなかつた時に、一死以てその罪を謝するのである。この美しい精神は、大君に盡す奉公心がその根柢をなし、淵源となつて發達して來たのである。幾ばくかの賃金や報酬を得るがために、其の仕事を務めるといふのは雇人根性であつて、かの家祿を賜はつてゐるが爲に、主君のために盡すといふ似而非武士と同じく、甚ださもしい根性である。賃錢や家祿の爲に勤めるといふ考があれば、賃金や家祿の多寡によつて、その勤務振に相違を生ず

るやうになり、賃金や家祿を減され、ば必ず不平を起すやうになる。一旦自分が勤務に服する以上は、最善を盡して、之を成遂げるのが即ち自己の責任である。如何なる人が如何なる事業に従事するに當つても、常にこの責任を自覺しなければならぬ。然るに、自己の責任を盡すことが出來ぬのみか、かへつてその責任を他に嫁するものがある。これは最も甚だしい卑劣な所行である。

大正七年六月、東京の近郊碑文谷の鐵道踏切番がその踏切の戸を鎖すのを忘れた爲、そこを横斷

踏切番

船長

しようとしたものが電車に轢かれて死んだ。二人の踏切番は自己の責任を感じて、自分等も相抱いて轢死した。低い職業に従事した人でも、その精神は實にあつげられ見上げたものである。郵船會社の汽船常陸丸が敵艦に撃沈せられた爲、船長の富永清藏氏は自殺して果てた。同じくかなだ丸が坐礁して到底浮上る見込が無いと思つたので、船長の山本義雄氏は自殺した。これ等は皆最近の事件である。踏切番と船長、其の職責には大小があるやうであるが、その精神は同一である。

切腹

八阪丸が地中海で撃沈せられた時、船長の山脇武夫氏は従容として、しかも敏速に適當な手段をとつて、乗客一同を端艇に移し、船中にゐた鸚鵡までも取出して、最後に自分も船を下つた。そのあつぱれな處置には、乗客の内外人は一同に賞讃し、感謝したのである。職責を盡すのに、死は必ずしも必要で無い。職責を盡し得ない場合に於て、死を辭しない決心が必要である。武士道の花と歌はれた切腹も、今は昔の事となつた。併しその精神は傳へられねばならぬ。

秋の野の草は千種萬様で、思ひくの花を着けて居る。人の職業にもいろくあるが、皆それらの盡すべき道を盡して、責任を完うしなければならぬ。

一三 奉公

大道寺友山

奉公を勤むる武士、我が頼み奉る主君何ぞ大なる御物入さし集ひて、御勝手向ひしと廻りかね、何ともなさるべきやうこれ無きに至りて、常に家中へ下し置かるゝ知行切符の内を、いか程づつ何

箇年が間、御借用になられ度など、これある儀も無くては叶はず候。其の多少によらず、畏りて御請を申し上ぐるより始めては、他人の儀は申すに及ばず、たとひ女房子供の寄合雑談の中に於ても、是は難儀の至り、迷惑の仕合など、言葉の端にも申し出すは、武士の本意にあらず候。仔細を申すに、昔が今に至るまで、主君の御難儀をば、家來どもが打寄りて之を見届け奉り、家來の難儀をば主君の御力を以て救ひ下され候は、これ皆定まれる武家の作法に候。頼み奉る主君の御内證御差詰り、御手づか

へと申すに至りては、公界へ懸りこれは大名役に成されずしては叶はざる儀までをも大方は差止められ、萬事を御勘忍なされ候を見奉るに就ては、御家來の身にて、氣の毒にも口惜しくも、存ずまじきやうとてはこれ無く候。但常式の儀は、成次第とも申すべく候。たゞ明日にも天下の國端に於て不慮の騒動これある刻、相定まれる軍役を以て、近日彼の地へ發向あられ候様にとの上意下り、すはや其の支度とあるに及んでも、まづ入用のものは金銀に候。然れば其の才覺と有りても、何方より

も出所これ無く、石にて手を詰めたと申す喩の如くにて、後へも先へも行きかぬる難儀の内に、同列の大名衆は用意相調ひ、來る幾日には必ず出馬と申し合せ定まり候ては、もはや延べも縮めもならざるにつき、不足だら／＼ながらも、出勢なくては叶はず候。靜謐の時代には、我も人も能き見物と心得、市屋町屋を借りふさび、野にも山にも立渡り、貴賤目晒しの武者押は形の如くの晴事なるに、家中の人馬出立ともに、諸手に劣りて見苦しき様子ならば、主君大將の御身に取りて、御一生の御耻辱

これに過ぎず。此の一大事を以て考へ候時は、家中大小の諸士、新參、古參に限らず、拜領し罷り在る知行切符の内、分々相應に差上げずしては叶はず候。然れば物成減少の年限の内は、随分簡略仕り、人馬をも減し、冬に紙子、木綿の衣類、夏は布、かたびらを着し、朝夕は黒米飯、糠味噌汁と分別を極め、自身は水を汲み、薪を割き、妻子に飯をたかせ、力に適ふ程は難儀苦勞を致し、何卒主君の御用途を整へさせ參らせたしと一筋に存じ入り候は、奉公の本意たるべく候。且又右の通り艱難を仕り罷り在る年限

の内たりとも、何ぞ臨時の御用を承り、非常の物入ある事もあるべく候。さやうの砌は、自身の指替、女房の手箱を質物に入れても其の償を致し、金銀拜借などを此方よりは願ふべからず候。仔細を申すに、たとひ主君の御耳にこそ入らずとも、家老、年寄中の下墨さびにも、物成減少に會ひたるを下心に含み、武士に似合はざるねだり言を申すと思はれては、重ねて口もきかれずとの嗜に候。初心の武士心得の爲仍つて件の如し。

一四 明治維新

七百年の武家政治が倒れて明治維新の大業が成つた。その成つたのは一朝一夕の仕事では無かつた。我が國史の研究が學者の手によつて成され、國體の觀念が次第に人々の心に理解せられ、兵馬の大權を武家政府が握つて居ることの不當であることが一般に會得せられたからである。士農工商の四民の名の下に、士のみが種々な特權を有つて居た制度が全く崩れて、農も、工も、商も、すべて平

學制頒布

等の世の中となつた。昔は士分のみが教育を受けたのであつたが、今は何人も同様に國家の教育を受けることになつた。明治五年に學制を頒布せられて、家に邑に不學の徒無からしめよといふ仰が下つた。同六年には徵兵制を發布せられて、四民が皆兵に徵されることになつて、兵農の區別の無かつた昔の有様にもどつた。一時變調を呈した國體が又舊の正體に復した。今日では何人の子も心次第で、どんな高等教育も受けられるし、材幹次第では、どんな高位な文武の官にも就かれる。

徵兵制

君臣が一重

君臣の關係はたゞ一重になつた。君臣の關係は武家の世でも、もとより一重で、其の他は主従の關係に過ぎないのであつたが、主従の關係を君臣の關係と心得て、大家の大君ならぬ將軍に對して臣と稱へ、藩士は其の又臣下のやうになつてゐた藩君に對しても臣と稱へ、藩臣にも亦其の臣下があつて、實際に於ては臣の臣が陪臣、其の又臣が陪々臣といふやうに、君臣の關係が幾重にもなつて居つた。それが今では本當の一重になつた。如何なる國民も皆天皇直隸の臣民となつて、四民が平等の

權利を有するやうになつた。昔は土百姓、素町人と賤しまれた農商の子弟も、國家を衛る兵と徴されては、陛下の聯隊旗の下に、同等に君の爲、國の爲に盡すことになつた。ここに於てか、永い間國民の心の底に潜んで居つた尊皇の心は、冬枯の後の春の若芽のやうに、一時に萌出した。學問で養はれ、教育で教へられた臣道は、尙更に國民の決心を確かめた。武士道の教訓も幾多の援助を與へた。鎮臺兵の強いことは已に西南戦争にも證據だてられたが、日清、日露の二大

固有精神の復活

戦役に於ては、それが最も明瞭に發揮せられた。世界の人々は今更のやうに日本の強兵に驚いた。さうしてそれを武士道の教育に歸した。彼等は日本の軍隊はすべて武士の子孫から成立つてあると思つたのであらう。彼等は王政維新と共に、國民の固有精神が復活したことを知らぬのであつた。軍隊ばかりでは無い。五ヶ條の御誓文を標準として、内外の政を行はせられたのにつれて、國民は皆此の御趣旨を體して、各種の方面に努力を怠らなかつた。是に於て、國運は駸々として進んで、明治

天皇の五十年に足らぬ御治世間に於て、世界が五百年にして始めて成すべき程の大進歩を成し得た。世界の論者はこれ實に世界史上の一奇蹟である。とまで稱讚した。かくして、明治天皇は後鳥羽天皇も、後醍醐天皇も成し終へ給はなかつた王政復古を遂げ給ひ、直ちに神武天皇の御偉業に比較すべき中興の大業を成就せさせられた。内外多事、國家困難の時に生れ出て給ひ、國光を四海の外に輝かせられた神業は、世界史に比類の無い事である。明治天皇の崩後、今上天皇陛下は直ちに御踐祚

あり、その式に群臣を召させ給ひて、  
有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事  
奉ルヘ、臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ。  
と宣はせられた。誰か感奮興起しないものがあら  
う。我等は今更に此の大御國、この大御代に生れ出  
でた幸福を思つて、祖先から傳はつた血の自ら湧  
立つのを覚えるのである。

一五

大統繼承ノ勅語（大正元年七月三十一日）

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ。但タ皇位一日モ

曠クスヘカラス、國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以  
テ、朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。  
顧フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ、萬機  
ノ政ヲ親ラシ、内治ヲ振刷シ、外交ヲ伸張シ、大憲ヲ  
制シテ祖訓ヲ昭ニシ、典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス。文教  
茲ニ敷キ、武備爰ニ整ヒ、庶績咸熙リ、國威維揚ル。其  
ノ盛德鴻業、萬民具ニ仰キ、列邦共ニ視ル。寔ニ前古  
未タ嘗テ有ラサル所ナリ。

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ、統治ノ大權ヲ繼承ス。  
祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ、憲法ノ條章ニ由リ、之レカ行使

ヲ愆ルコト無ク、以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサラン  
コトヲ期ス。有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ  
朕ニ事へ、臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ。爾  
等克ク朕カ意ヲ體シ、朕カ事ヲ獎順セヨ。

一六 兵役の務

全國は皆兵である。明治五年の徵兵の詔に、  
今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌  
シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立ン  
ト欲ス。

と仰せられた通り、兵農の別が無かつた古代の制  
に基づいて、諸外國の制度を御參考になつて、陸海  
軍の編成を仰せ出されたのである。さうして天皇  
は大元帥として親ら海陸の軍務を御統率遊ばさ  
れるのである。國家を保護するが爲に、兵役に服す  
るのは、日本男兒の本懷であり、名譽である。  
兵役に服することを得るものは、丁年以上の男  
子で、身體の壯健な者に限られて居る。國家の一員  
と生れて、國民の義務を盡し得ぬのは、忠勇な祖先  
に對しても相濟まぬ次第である。されば我等は常

塞翁の馬

に身體を強健にして、他日のお役に立つ準備をして置かなければならぬ。

支那の昔話には塞翁の馬といふのがある。塞翁の獨息子が馬から落ちたのを或人が見舞に行くと、何これが又幸福になるかも知れませぬ。と言つたが、其の後兵に取られるのを免れて喜んだといふ話である。又白樂天といふ人の作つた詩にも、幼い時兵に出るのをいやがつて、自分で自分の臂を折つて免れたといふのがある。揃も揃つて、意久地無し。さすがに弱蟲の多い支那の國である。日本に

折臂翁

桃太郎

は昔からそんな話は少しも無い。我等が子供の時に第一に聞く話は、桃太郎の遠征談である。我等の祖先は夢にもそんな事は考へなかつたのである。熊谷次郎直實の一子小次郎直家は生年十六歳で初陣に出た。當時の軍の掟では、十七歳以上でなければ従軍が出来なかつた。それで一つ年上に申し立て、従軍したのである。

軍隊は一切の規律が正しく、軍隊としての教育は除隊後にも、處世の上にも、良好な影響を及すものである。併し軍隊に入つて始めて規律的教育を

受けるので無く、苟くも中等教育を受けた程の者は、いつでも軍隊教育に適するやうに其の身を作つて置かなければならぬ。又命令によつて規律に服するのでは無く、規律に服するのが自分の任務であり、本分であると自覺して居らなければならぬ。中學校を卒へたものは志願によつては一年志願兵となることが出来る。これは中等教育を受けたものとして、殊に其の教育素養を重んぜられるわけである。一年志願兵として入營した曉は、十分に兵士としての本分を盡し、母校の名を辱しめぬ

志願兵

やうにしなければならぬ。

今回の大戦争では、歐米各國民の愛國心は燃えるやうに熱烈である。中流以上の人、貴族も皆争つて従軍した。敵も味方も皆さうである。これは祖國を護ることは即ち自己を護ることである。自己の民族を守る爲であると自信してゐるからである。各自にこの心が無くして、どうして祖先以來のこの國家が護られよう。大戦が五年も續いたので、獨逸國では、十七歳以上六十歳までの男子が軍務に服したさうである。日清、日露の戦役の如きも、今回

の戦争に比べればまことに小規模のものであつた。國家の生存競争上、いつかういふ大戰禍が我等の頭におほひかゝるかも知れぬ。我等は之に對する平生の覺悟が大切である。武士道では卑怯未練を第一の耻辱とした。兵役を嫌ふものの如きは、武士道から言つても、最も爪弾すべき非國民である。

一七 軍人ニ賜ハリタル勅諭

(明治十五年一月四日)

我國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ所ニソアル。昔神武天皇躬ツカラ大伴物部ノ兵トモテ率キ、中

國ノマツロハヌモノトモチ討チ平ケ給ヒ、高御座ニ即カセラレテ天下シロシメシ給ヒシヨリ、二千五百有餘年ヲ經ヌ。此間世ノ様ノ移リ換ルニ隨ヒテ、兵制ノ沿革モ亦屢ナリキ。古ハ天皇躬ツカラ軍隊ヲ率キ給フ御制ニテ、時アリテハ皇后皇太子ノ代ラセ給フコトモアリツレト、大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フコトハナカリキ。中世ニ至リテ文武ノ制度皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ、六衛府ヲ置キ、左右馬寮ヲ建テ、防人ナト設ケラレシカハ兵制ハ整ヒタレトモ、打續ケル昇平ニ狃レテ、朝廷ノ政務モ漸文弱

ニ流レケレハ、兵農オノツカラニ分レ、古ノ徵兵  
 ハイットナク壯兵ノ姿ニ變リ、遂ニ武士トナリ、兵  
 馬ノ權ハ一向ニ其武士トモノ棟梁タル者ニ歸シ、  
 世ノ亂ト共ニ、政治ノ大權モ亦其手ニ落チ、凡七百  
 年ノ間、武家ノ政治トハナリヌ。世ノ様ノ移リ換リ  
 テ斯ナレルハ、人力モテ挽回スヘキニアラストハ  
 イヒナカラ、且ハ我國體ニ戻リ、且ハ我祖宗ノ御制  
 ニ背キ奉リ、淺間シキ次第ナリキ。降リテ弘化嘉永  
 ノ頃ヨリ、徳川ノ幕府其政衰へ、剩外國ノ事トモ起  
 リテ、其侮ヲモ受ケヌヘキ勢ニ迫リケレハ、朕カ皇

祖仁孝天皇、皇考孝明天皇イタク宸襟ヲ惱シ給ヒ  
 シコソ忝クモ又惶ケレ。然ルニ朕幼クシテ天津日  
 嗣ヲ受ケシ初、征夷大將軍其政權ヲ返上シ、大名小  
 名其版籍ヲ奉還シ、年ヲ經スシテ海内一統ノ世ト  
 ナリ、古ノ制度ニ復シヌ。是文武ノ忠臣良弼アリテ  
 朕ヲ輔翼セル功績ナリ。歷世祖宗ノ專蒼生ヲ憐ミ  
 給ヒシ御遺澤ナリトイヘトモ、併我臣民ノ其心ニ  
 順逆ノ理ヲ辨へ、大義ノ重キヲ知レルカ故ニコソ  
 アレ。サレハ此時ニ於テ兵制ヲ更メ、我國ノ光ヲ耀  
 サント思ヒ、此十五年カ程ニ陸海軍ノ制ヲハ今ノ

様ニ建定メヌ。夫兵馬ノ大權ハ朕カ統フル所ナレハ、其司々ヲコソ臣下ニハ任スナレ。其大綱ハ朕親之ヲ攬リ、肯テ臣下ニ委ヌヘキモノニアラス。子々孫々ニ至ルマテ篤ク斯旨ヲ傳ヘ、天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ、再中世以降ノ如キ失體ナカラシムコトヲ望ムナリ。朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルソ。サレハ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ、汝等ハ朕ヲ頭首ト仰キテソ、其親ハ特ニ深カルヘキ。朕カ國家ヲ保護シテ上天ノ惠ニ應シ、祖宗ノ恩ニ報イマキラスル事ヲ得ルモ得サルモ、汝等軍人カ其職ヲ

盡スト盡ササルトニ由ルソカシ。我國ノ稜威振ハサルコトアラハ、汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ。我武維揚リテ其榮ヲ耀サハ、朕汝等ト其譽ヲ偕ニスヘシ。汝等皆其職ヲ守リ、朕ト一心ニナリテ力ヲ國家ノ保護ニ盡サハ、我國ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ、我國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナリヌヘシ。朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレハ、猶訓諭スヘキコトコソアレ。イテヤ之ヲ左ニ述ヘム。

一軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ。

凡生ヲ我國ニ稟クルモノ、誰カハ國ニ報ユルノ

心ナカルヘキ。況シテ軍人タラン者ハ、此心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思ハレス。軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラサルハ、如何程技藝ニ熟シ學術ニ長スルモ、猶偶人ニヒトシカルヘシ。其隊伍モ整ヒ、節制モ正クトモ、忠節ヲ存セサル軍隊ハ、事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同カルヘシ。抑國家ヲ保護シ國權ヲ維持スルハ兵力ニ在レハ、兵力ノ消長ハ是國運ノ盛衰ナル事ヲ辨ヘ、世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス、只々一途ニ己カ本分ノ忠節ヲ守リ、義ハ山嶽ヨリモ重ク、死ハ鴻毛ヨリ

モ輕シト覺悟セヨ。其操ヲ破リテ不覺ヲ取り汚一名ヲ受クルナカレ。

一 軍人ハ禮儀ヲ正クスヘシ。  
凡軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ、其間ニ官職ノ階級アリテ統屬スルノミナラス、同列同級トテモ停年ニ新舊アレハ、新任ノ者ハ舊任ノモノニ服従スヘキモノソ。下級ノモノハ上官ノ命ヲ承ルコト、實ハ直ニ朕カ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ。己カ隸屬スル所ニアラストモ、上級ノ者ハ勿論、停年ノ己ヨリ舊キモノニ對シテハ、總

テ敬禮ヲ盡スヘシ。又上級ノ者ハ下級ノモノニ  
向ヒ、聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルヘカラス。公務ノ  
爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ、其外ハ  
務メテ懇ニ取扱ヒ、慈愛ヲ專一ト心掛ケ、上下一  
致シテ王事ニ勤勞セヨ。若軍人タルモノニシテ  
禮儀ヲ紊リ、上ヲ敬ハス下ヲ惠マスシテ一致ノ  
和諧ヲ失ヒタランニハ、嘗ニ軍隊ノ蠱毒タルノ  
ミカハ、國家ノ爲ニモユルシ難キ罪人ナルヘシ。  
一軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ。

レハ、我國ノ臣民タランモノ武勇ナクテハ叶フ  
マシ。況シテ軍人ハ戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ職ナレ  
ハ、片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキカ。サハアレ、  
武勇ニハ大勇アリ小勇アリテ同カラス。血氣ニ  
ハヤリ粗暴ノ振舞ナトセンハ、武勇トハ謂ヒ難  
シ。軍人タランモノハ常ニ能ク義理ヲ辨ヘ、能ク  
膽力ヲ練リ、思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルヘシ。小敵タ  
リトモ侮ラス、大敵タリトモ懼レス、己カ武職ヲ  
盡サムコソ誠ノ大勇ニハアレ。サレハ武勇ヲ尙  
フモノハ、常々人ニ接ルニハ溫和ヲ第一トシ、諸

人ノ愛敬ヲ得ムト心掛ケヨ。由ナキ勇ヲ好ミテ  
猛威ヲ振ヒタラハ、果ハ世人モ忌嫌ヒテ豺狼ナ  
トノ如ク思ヒナム。心スヘキコトニコソ。  
一軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ。  
凡信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレト、ワキテ軍  
人ハ信義ナクテハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテア  
ランコト難カルヘシ。信トハ己カ言ヲ踐行ヒ、義  
トハ己カ分ヲ盡スナイフナリ。サレハ信義ヲ盡  
サムト思ハハ、始ヨリ其事ノ成シ得ヘキカ得ヘ  
カラサルカヲ審ニ思考スヘシ。臆氣ナル事ヲ假

初ニ諾ヒテ、ヨシナキ關係ヲ結ヒ、後ニ至リテ信  
義ヲ立テントスレハ、進退谷リテ身ノ措キ所ニ  
苦ムコトアリ、悔ユトモ其詮ナシ。始ニ能々事ノ  
順逆ヲ辨ヘ、理非ヲ考ヘ、其言ハ所詮踐ムヘカラ  
スト知リ、其義ハトテモ守ルヘカラスト悟リナ  
ハ、速ニ止ルコソヨケレ。古ヨリ或ハ小節ノ信義  
ヲ立テントテ大綱ノ順逆ヲ誤リ、或ハ公道ノ理  
非ニ踏迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リ、アタラ英雄豪  
傑トモカ禍ニ遭ヒ身ヲ滅シ、屍ノ上ノ汚名ヲ後  
世マテ遺セルコト其例尠カラヌモノヲ。深ク警

メテヤハアルヘキ。

一軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ。

凡質素ヲ旨トセサレハ文弱ニ流レ、輕薄ニ趨リ、  
驕奢華靡ノ風ヲ好ミ、遂ニハ貪汚ニ陥リテ志モ  
無下ニ賤クナリ、節操モ武勇モ其甲斐ナク、世人  
ニ爪ハシキセラル、迄ニ至リヌヘシ。其身生涯  
ノ不幸ナリトイフモ中々愚ナリ。此風一タヒ軍  
人ノ間ニ起リテハ、彼ノ傳染病ノ如ク蔓延シ、士  
風モ兵氣モ頓ニ衰ヘヌヘキコト明ナリ。朕深ク  
之ヲ懼レテ、曩ニ免黜條例ヲ施行シ、略此事ヲ誠

メ置キツレト、猶モ其惡習ノ出ンコトヲ憂ヒテ  
心安カラネハ、故ニ又之ヲ訓フルソカシ。汝等軍  
人ユメ此訓誡ヲ等閑ニナ思ヒソ。

右ノ五ヶ條ハ軍人タランモノ、暫モ忽ニスヘカラ  
ス。サテ之ヲ行ハンニハ、一ノ誠心コソ大切ナレ。抑  
此五ヶ條ハ我軍人ノ精神ニシテ、一ノ誠心ハ又五  
ヶ條ノ精神ナリ。心誠ナラサレハ如何ナル嘉言モ、  
善行モ、皆ウハヘノ裝飾ニテ何ノ用ニカハ立ツヘ  
キ。心タニ誠アレハ、何事モ成ルモノソカシ。況シテ  
ヤ此五ヶ條ハ天地ノ公道、人倫ノ常經ナリ。行ヒ易

ク、守リ易シ。汝等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ、此道ヲ守リ行ヒ、國ニ報ユルノ務ヲ盡サハ、日本國ノ蒼生舉リテ之ヲ悅ヒナン。朕一人ノ懌ノミナランヤ。

一八 納税の力

弓弰の調

手末の調

崇神天皇の御代に、男子には弓弰ゆづの調みつぎ、女子には手末たなすゑの調を獻ぜしめられた。弓弰の調といふのは男子が弓矢で射取つた野鳥野獸などの意で、手末の調といふのは織物なり、縫物なり、女子の手先で拵へたものを言ふのであらう。仁徳天皇が高臺に

租庸調

上つて、人民の竈から立上る烟の少いのをみそなはして、三年間租税をお免じになつたことは誰でも知つてゐることである。大化改新の後には、支那の制によつて租庸調といふ三つを立てられた。租が田租で、庸は夫役のつとめ、調はそれらの貢物である。租税の變遷は時によつてあるが、租税に關して上下の間に紛擾の起つたことは無い。外國の歴史を見れば、國王が人民に重税を課して驕にふけり、人民がそれを恨んで國王と人民の争の生じた事例が幾つと無くあるが、我が國の歴史には一

つもさういふ例は無い。悪い地方官が人民を苦しめたとか、悪い大名が苛税を課したやうなことは、幾らかあつたが、それは朝廷とは關係の無いことであつた。皇室が子の如く下民をあはれませ給ふ御仁慈は、收税の上にもあらはれて居る。納税に就いて、國民が皇室に對して歎いたり、お恨み申したりしたことは唯の一度も無い。

今日の租税

今日の租税には國税、府縣税、市町村税等がある。國家の行ふ政治、司法、其他諸般の施設の爲に要する費用を負擔するのが國税で、府縣税は各府縣

の地方行政の爲に要する費用を負擔するもの、市町村税は市町村民として、各自の自治制度を行ふ爲に要する費用を負擔するものである。

國税は帝國議會の議決を経て、天皇の裁可を経て始めて課せられるのである。また府縣税は府縣會、市町村税は市町村會の議決を経て賦課せられるのである。凡そ府縣會、市町村會の議員も帝國議會の議員も、皆我等の選出するものである。我等の意志を代表するものである。昔の大名の政治の如く、勝手氣儘に徵發せられることは絶對的に無いのは勿

論である。

市町村が繁榮すれば其の費用が自然に増加するし、國家が隆昌になり、國運が發展すれば發展する程、國費が膨脹するのは當然である。それ故市町村民としても、又國民としても、多額の税額を負擔するのは、寧ろ名譽であり、幸福であるのである。

今日の國税納税額は地租七千二百五十九萬圓、所得税三千三百四十三萬圓（大正五年度）である。之を昔の弓弰の調、手末の調時代に比較すれば、雲泥の差がある。併し之を諸外國のに比べればまだ甚

だ少い。我等日本臣民は、益、我が産業を起し、我が貿易を盛にし、いよく多額の租税を負擔して、國家の發展に資しなければならぬ。納税の力の大なるのは、これ即ち國民の誇である。

### 一九 教育に關する勅語と戊申詔書

我等は教育に關する勅語を誦んじて居る。又常に之を服膺して、之に背かないやうに心がけて居る。そもこの勅語の出た由來は、維新以後廣く知識を求めた結果として、西洋の學術技能を學ぶ

ことが盛になつた爲、一時は何事につけても、西洋の事をよいとし、日本固有の事をわるいとし、すべて舊を棄て、新に趨る傾向が生じた。道德の教にさへ西洋の教を採つて、日本固有の道を顧ない論もあつた。明治天皇はこの趨勢を御覽になつて、明治二十三年に、始めてこの勅語をお下しになつて、徳教の大本をお諭しになつたのである。我が國固有の忠孝を骨子として、日常の實踐すべき道德をお示しになつたので、祖宗の遺訓と宣ひ、祖先の遺風と宣はせられた處に、上も下も常に祖先傳來の

教を守つて、輕々しく外來の教に惑はされてはならぬといふ聖旨がうかがはれるのである。

我等は今學校に學んでゐる。我等の日夕學ぶ所は、他日成業の後、家の人として家に盡し、國の人として國に盡す爲に、其の素養を作りつゝあるのである。我等はこの時代に於て、道德の實踐躬行にとめて、他日品位ある紳士として立つべき人格を造らなければならぬ。口に教育勅語を誦んずるのみならず、必ず之を實踐躬行することを心がけて、他日國家の爲に盡し、以て皇運を扶翼するの任務

實踐躬行

を果さなければならぬ。

明治四十一年即ち戊申の年にお諭しになつた詔書を、國民は戊申詔書といつて居る。此は日露大戦後、國家の施設經營すべき事が多くあるので、上下心を一にして、一層忠實に勤儉に精勵せよとお諭してある。之にも「祖宗の遺訓」と「國史の成跡」といふ事を宣はせられて居るので、我等は常に我が國の古來の道德歴史を忘れてはならぬのである。今の世の競争劇甚な際に於ては、一日の怠慢も許されぬ。心に寸時の緩みも無く、一所懸命に業務

を勵み、産業を起さなければならぬ。國民一同が皆其の心にならなければ、國運の發展は望まれぬことである。國運の發展が無ければ、どうして世界各國の間に立交つて文明の福利を受けることが出来るよう。我等は我が國の古來の光輝ある歴史を考へ、祖宗の威徳を思ひ、維新の大業を思ひ、祖先の事業を思つて、我等の國家が世界各國の國家競争の中に立つて居る事を忘れてはならぬのである。

我が國體と我が歴史の美しさは、外國とは比較にならぬ。然るに我が國民にして、この國を愛する

心が外國人より少かつたらどうであらう。西洋人は日清、日露戰役に、日本人の武勇を見て感服した。日本人の忠君愛國の心の深いのを歎稱した。然るに今回の大戦争を見れば、歐米各交戰國民は實に比類の無い愛國心を表し、全國の男子は競つて戰役に従事し、女子は代つて國內の業務に服し、舉國一致で戦争に従事した。さうして壯烈勇悍な働振には、實に歎稱すべきものが多い。しかのみならず國民は莫大な納稅額を負擔し、莫大な募債に應じて居る。前年末までの國債募集額は、總べてて英國

は四百六十億圓に上つて居り、佛蘭西は三百六十億圓、新に戦争に加つた米國も已に六十億圓に上つて居る。これ一方には平素富の力の蓄積せられたのにより、さうして愛國心の熾盛なのによるのである。

一方愛國心の熾盛なのを日本國民獨得のやうに心得、勇武にして死を顧ないことは日本人で無ければ出来ないやうに考へてゐたのは、全くこれまでの誤であつた。一旦國難に際しては、各國民は皆我等日本人と同様に、如何なる困難にも辛抱す

る。如何なる犠牲をも辭せぬ。我等日本人は益古來の精神を發揮し、又我が國家の富源を殖さなければならぬ。明治天皇の大御歌、

國民の力のかぎり盡すこそ

わが日の本のかためなりけれ

## 二〇 國歌と國旗

國歌「君が代」の吹奏せられる時、我等の心には我が國體と歴史を思つて、非常になつかしい、さうして嬉しい情が湧立つのを覺える。その曲は誠に平

和で、溫情に満ちて居つて、何と無く、義ハ君臣ニシテ情ハ父子」といふ感を起こせる。其の歌の内容が、唯君が代を千代に八千代にと祝ふ所に、殊に我が國體の表れてゐることが嬉しい。國歌は最もよく其の國體を表す。西洋諸國の國歌を見れば、同じく「皇帝に幸あれ」と歌ふ歌にも、それを神に祈るのである。又帝王を祝する外に、或は國民を歌ひ、或は國土を歌ふ。民衆から成上つた王室、國土とは全く別である。王室を戴く國民としては當然の事である。「君これ神なる我が國に於ては、天皇の御長壽を

更に神に祈る必要は無い。君これ國なる我が國に於ては、君の祝福の外に、別に國土の祝福を祈る必要は無い。君これ父なる我が國に於ては、皇室の繁榮より外に、人民の幸福を願ふ必要は無い。

大君の御代が長久であるといふ中に、人民の幸福は自ら含まれて居る。國土の繁榮も含まれて居る。單に天皇の御長壽を祝賀するのが即ち我が國家、我が臣民のあらゆる祈願を含んで居る所に、日本の國體があるのである。三十一文字の短い歌、これが數千年來の國體美をあらはし、七千萬人の赤

誠をあらはした國歌である。

我が國の國旗は白地に太陽を描いて居る。其の單純な様式に於て、諸外國の國旗と異なつてゐる。すべてに於て、單簡を喜び、清潔を愛する國民の趣味には、最もよく合して居る。さうして日本といふ意味をば最もよくあらはしてゐる。

日本は東半球の最東部に國を成して居るので、朝なくさし上る初日の光は、他の諸國に先だつて、第一に我が帝都を照すのである。日本といふ國名も誠に現實である。皇祖天照大神は即ち日神で

あるといふのが、我が國祖先の信念であつた。この歴史も亦國旗の上にあはれて居る。

日の丸は日本國の象徴である。さうして又日本人の赤心、明き淨き心の象徴とも見られるのである。

君が代の國歌の歌はれる處、日の丸の國旗の翻る限り、我が大家の稜威が輝き、我が國民の活動があるのである。

### 國民道德教科書卷二終

大正七年九月廿七日印

大正七年九月三十日發

大正七年十二月廿四日訂正再版印刷

大正七年十二月廿七日訂正再版發行

刷

(國民道德教科書)

定價	卷一	金貳拾七錢
自卷二	各金參拾錢	
至卷五		
大正八年	卷一	金參拾八錢
臨時定價	自卷二	金四拾貳錢
至卷五		

著者 芳賀矢一

發行者兼印刷者  
 東京市神田區裏神保町九番地  
 合資會社 富山房

代表者  
 合資會社富山房社長  
 坂本嘉治馬

印刷所  
 東京市芝區愛宕町三丁目二番地  
 東洋印刷株式會社



### 發行所

東京市神田區裏神保町九番地

合資會社 富山房  
 長電話本局一〇三六、本局四一三〇番  
 振替 口座 東京五〇一

